

健全財政を維持できるのか？

平成19年

第1回定例会

3月定例会は、3月7日から20日までの14日間の会期で開催されました。

初日は、町長の施政方針が示され、これに続き、町から前年度比12.9%増となる一般会計ほか7会計の当初予算、条例制定・一部改正案13件、補正予算7件など32議案が提案されました。また、一般質問には9人が登壇し、町の姿勢を厳しく問いました。

最終日には、追加提案された議員発議の条例改正、および意見書を可決し、閉会しました。

平成19年度玉村町一般会計・特別会計予算

◇一般会計予算	97億円	(12.9%増)
◇国民健康保険特別会計	30億1,236万円	(12.6%増)
◇老人保健特別会計	18億8,082万円	(△8.1%減)
◇介護保険特別会計	12億6,669万円	(7.0%増)
◇介護予防サービス事業特別会計	1,027万円	(4.2%増)
◇下水道事業特別会計	11億6,330万円	(△0.8%減)
◇水道事業会計	8億3,486万円	(△2.4%減)
◇農業共済事業会計	8,344万円	(△6.4%減)

総括質疑

予算編成の基本方針

Q 平成19年度予算はどのような基本方針で編成されたのか。

A 本年度の重点施策は、「小さくても、安全・元気で魅力ある町づくり」である。また、本年は町制50周年の節目の年で「たたえよう50年、はばたこう未来へ」を合言葉に、記念事業を実施する。

これらを念頭に、5つの重点項目をあげた。

- 1 協働のまちづくり
- 2 あんしん安全まちづくり
- 3 健康なまちづくり
- 4 子育てしやすいまちづくり
- 5 生活しやすいまちづくり

歳入では、税源移譲、定率減税・老年者非課税の段階的廃止で、歳入の半分を占める町税は46億3673万円(同

14.5%増)を確保する。一方、税源移譲により地方譲与税は2億8000万円、地方交付税は1億50000万円減額となった。

歳出では、玉村中学校建設などによる増加に対し、財政調整基金から5億5000万円(同83%増)を取り崩し、不足財源を補った。

今後の国の取り組みは、「成長力・競争力強化」「財政健全化」「安心・安全で柔軟かつ多様な社会の実現」の3点を優先課題にしている。こうした国の構造改革を十分に踏まえ、予算編成を行った。

Q 今後、玉中改築、第3保育所改築、JAと交換した敷地に建設する「福祉会館」(仮称)など大型事業が続く。将来の財政需要に耐えて健全財政を維持できるのか。

A 国の三位一体改革による税源移譲、新交付税などの骨格や行

財政改革の方向性も決まってきた。

歳出では、経常経費、人件費、公債費を中心に編成する。今後の景気動向を見極め、地方交付税、地方譲与税の減少や大型事業を加えた事業債を見込んで編成している。財源不足については財政調整基金を取り崩し対処する。これらを踏まえて、健全財政を目指した今後10年の財政計画を作成中である。



玉村幼稚園 卒園式

補正予算審議

平成18年度各会計補正予算を、次のとおり可決しました。

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	
一般会計	89億4,174万円	△1億935万円	88億3,239万円	
国民健康保険特別会計	28億1,744万円	△2,998万円	27億8,746万円	
老人保健特別会計	21億2,272万円	△9,769万円	20億2,503万円	
介護保険特別会計	11億8,390万円	△8,777万円	10億9,613万円	
介護予防サービス事業特別会計	854万円	△192万円	662万円	
下水道事業特別会計	11億9,795万円	△3,385万円	11億6,410万円	
水道事業会計	収益的収入	5億9,882万円	△700万円	5億9,182万円
	収益的支出	6億3,132万円	△674万円	6億2,458万円

こんな質疑がありました

Q 徴税費の不動産鑑定料が減額になったのはなぜか。

A 町民税などの滞納者に対し、所有不動産の公売による収納を予定した。滞納者に公売通知を送付したところ、公売に至らず納付された。このため不動産鑑定が必要がなくなったもの。

Q 東部工業団地内運動公園整備事業の減額は。

A 同公園内にドッグランを計画したが、近隣住民の理解が得られなかったので事業中止とした。

4月から『助役』が『副町長』に
地方自治法の一部改正に伴う条例
制定・一部改正などをすべて可決

玉村町税条例の一部改正

玉村町の法人町民税は、均等割、法人税割ともに標準税率（12.3%）を採用しています。地方税法では、自主課税権として「財政上の特別な必要がある」という条件を満たせば、超過課税の制度

が認められています。すでに県内35自治体のうち、25自治体が制限税率（14.7%）を採用しています。当町においても、玉中の改築事業が始まるなど、厳しい財政状況が続くことから、税収の安定を図ることが必要となります。制限税率（14.7%）の超過課

その他の条例制定・一部改正

すべて原案可決

- ・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- ・玉村町職員定数条例の一部改正
- ・玉村町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正
- ・玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- ・玉村町職員の給与に関する条例の一部改正
- ・玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正
- ・玉村町介護保険条例の一部改正
- ・玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
- ・玉村町農業共済条例の一部改正
- ・玉村町農業共済事業に係る事務費の賦課
- ・玉村町農業共済事業の損害防止に係る特別積立金の取り崩し

玉村町副町長の定数を定める条例の制定

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役が副町長となりました。そのため、条例でその人数を定めることが必要になったため、制定したものです。副町長の定数は1とします。

税を、平成20年4月1日以降に決算を迎える法人から適用します。試算では4879万円の増収となる見込みです。



第3保育所